

重度訪問介護事業者の皆さま

重度訪問介護における同行支援の提供について

障害者総合支援法の制度改正により、平成30年4月より重度訪問介護における同行支援が創設されました。武蔵野市における必要書類や利用手順等については、以下のとおりです。

1 制度概要

(1) 重度訪問介護の同行支援とは

障害支援区分6の利用者に対し、新任の従業者であるために、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービス提供が十分受けられないことがないように、熟練した従業者が同行してサービス提供を行うものです。

新任従業者	<p>① <u>障害支援区分6該当者 (8.5%加算)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度訪問介護事業所に新規採用された従業者 (利用者への支援が1年未満となることが見込まれる者及び採用からおよそ6ヶ月を経過した従業者は除く) *別の事業所でヘルパー経験(重度訪問介護のヘルパー経験は除く。)があっても、特別なコミュニケーション技術を要する利用者へ初めてサービス提供する場合、新任従業者とみなします。 <p>② <u>重度障害者等包括支援対象者 (15%加算)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該利用者に対する支援に初めて従事する従業者(重度訪問介護事業所に新規採用された従業者含む)
熟練従業者	<p>当該利用者への支援に熟練した重度訪問介護従業者 (当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護が提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある重度訪問介護従業者のこと)</p>

(2) 算定の考え方

障害者福祉課は、熟練従業者が同行して支援を行うことの必要性や、当該期間について、利用者の状態像や新任従業者の経験等を踏まえて判断します。障害福祉サービス受給者証には、特記事項欄に「同行支援可○人、○○時間」と記載します。

- ・ 利用者への重度訪問介護を提供する新任従業者ごとに120時間とします。
新任従業者が複数の利用者に支援を行う場合、同行支援の合計時間が120時間を超えることは認められませんが、熟練従業者が複数の新任従業者に同行した場合の時間に制限はありません。
- ・ 原則として、利用者1人につき、年間で3人の従業者について算定できます。
「年間」とは、「1人目の新人従業者に同行支援を開始した月から12ヶ月間」のことをいいます。例えば、令和7年4月から新人従業者に同行支援を開始した場合は、令和7

年4月から翌年3月までの間で3人算定できます（3人目の終期は翌年3月までとなります。期間が重複する申請はできません）。

原則、新任従業者の入れ替えはできませんが、新任従業者の退職等あった場合、重度訪問介護従業者の従事状況等の事情によっては3人を超えて算定が可能な場合がありますので、ご相談ください。

2 提出書類について

※下記書類を同行支援を開始する月の前月20日までに提出

- ・介護給付費～支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
- ・同行支援計画書

新規従業者の氏名や採用年月日のほか、熟練従業者の氏名、同行支援を行う時間数（予定）などを記載し、利用者の承諾を得てください。

- ・新規に採用した従業者が分かるもの（雇用契約書等）
- ・同行支援の利用が明記された計画相談支援計画書（又は介護保険プラン）
- ・現在お持ちの障害者福祉サービス受給者証（ピンク色）
- ・同行支援実績報告書（同行支援を終了した翌月10日までに提出のこと）
月ごとの同行支援実績を記載すること。

3 利用手順

- (1) 事業者は、新任従業者のサービス提供にあたり同行支援を検討する。
- (2) 障害者福祉課へ相談後、同行支援を行う熟練従業者のスケジュールを調整する。
- (3) 2の提出書類を作成して利用者から承諾後、障害者福祉課へ提出する。
- (4) 障害者福祉課より、サービス調整会議後、同行支援について記載した受給者証を交付する。
- (5) 障害福祉サービス受給者証を確認のうえ、事業者は、同行支援を実施する。
- (6) 予定した同行支援が終了したら、「同行支援実績報告書」を作成し、障害者福祉課へ提出する。

4 その他

- ・新任従業者を追加で採用した場合や、従業者の急な退職等あった場合には、その都度、必要書類を提出してください。
- ・新任従業者と熟練従業者が異なる重度訪問介護事業所に従事する場合、それぞれの重度訪問介護事業所から、同行支援として請求できます。その場合は、熟練ヘルパーを派遣する事業所が上記提出書類を作成してください。

5 提出先及び問合せ先

〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28

武蔵野市健康福祉部障害者福祉課基幹相談支援センター

TEL：0422-60-1847

FAX：0422-51-9239

受付時間：平日8:30～17:00

地区担当（ ）